

(質問第三十一号) 昭和二十二年八月十三日配付

神社山林の開放に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十二日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

神社山林の開放に關する質問主意書

樹齡二百年三百年にも及ぶ巨木の山林は大体において神社の山林である、これらの山林は全國に數万ヶ所に及び、その巨木のため、農地は山影になりこのための主食物の減收石数は年々數万石にも及ぶのである、これら山林は海外同胞引揚者並に罹災者の家なき人々に建築用として拂下げる政治こそ神も喜ぶ政治と信ずるが、政府はこの一石二鳥の政策を即時斷行する意志ありや所見を問ふ。

右質問をする。